

第22回ひがしみの農業祭農畜産物・食品等即売会開催要領

1、目 的

生産者と消費者の交流の場として農業祭の中で、安全・安心で新鮮な農畜産物を生産者が出店し消費者に購入していただき、また交流の場の中でお祭りの要素を育む手段としての飲食物販売を通じ、相互理解を深めることを目的とする。

2、出店者

出店できる者は、原則として東美濃管内に居住する農業者、農業者団体、農業祭に協賛する組織に関係する者とする。但し、ひがしみの農業祭実行委員会長が認めれば、他地区の個人・団体も出店できるものとする。

3、出店申込

出店を申し込む者は、JA各支店・アグリセンターを通じて農業祭実行委員会へ出店申込関係書類（別紙様式第1号、第1号の1、第2号及び表明確約に関する同意）に必要事項を記入し提出するものとする。申込書類は、JA各支店・アグリセンターに設置するものとする。

4、出店者の審査決定

出店者は、農業祭実行委員会で審査し決定するものとする。決定後は速やかに連絡する。

5、出店物の種類

（農畜産物即売）

① 農産物の種類及び出品規格

規格は出店者（個人・団体）の独自のものとし、出店物について種類・内容数量を農業祭事務局へ報告するものとする。

（飲食物即売）

② 飲食物の種類

飲食物の販売に関しては、個々での保健所への届出が必要となる。販売予定物について種類・内容を農業祭事務局へ報告するものとし、農業祭事務局の指示に従うものとする。

③ その他

農業祭として好ましいものとする。

6、搬入及び片付け

搬入・片付けについては、出店を認められた個人・団体が自ら責任を持って行うものとする。搬入は前日午後12時から午後5時又は当日午前8時までに行うものとする。なお、片付けは当日午後2時以降に行うものとする。

7、販 売

① 販売については、出店する個人並びに団体が自ら責任を持って行うものとする。

② 販売単価の設定は、出店する個人・団体が自ら責任を持って設定するものとする。

- ③ 販売代金は、出店者の収入になるが、最終の売上金の報告を農業祭実行委員会へ行うものとする。
- ④ 販売に関する品質等の苦情等については、出店者が全責任を負うものとする。
- ⑤ ガス等火を扱う場合は、必ず消火器を各自持参して売場に備えること。
- ⑥ 消費税については、農業祭会場は飲食スペースを設置するため、飲食を伴うものは基本10%とし、持ち帰り申告があった場合は、各自8%対応とする。
- ⑦ 会場で両替は出来ない為、釣り銭等は出店者各自で用意するものとする。

8、協賛金

販売に当っては、農業祭実行委員会が設定する協賛金を支払うものとする。
金額は、下記の金額の通りとする。

記

- ① 農業者の場合は、売場の一区画（テントの1／2、横幅約2.4m）当り2,000円とする。
- ② 農業者以外及び他地区の個人・団体の場合は、売場の一区画（テントの1／2、横幅約2.4m）当り4,000円とする。
- ③ キッチンカーの場合は、3,000円とする。

※場所割りは農業祭実行委員会に一任とする。

※振込手数料については、協賛者が支払うものとする。

※コンパネや机等は、必要な場合は、出店者が各自で用意すること。

※電気・ガスを使用する場合は、出店者が各自で用意すること。

9、申し込み期日

令和8年10月2日（金）

10、ひがしみの農業祭実行委員会露店等営業規則

露店等営業規則については、別紙に定めるものとする。

(別紙)

ひがしみの農業祭実行委員会露店等営業規則

(目的)

第1条 この露店等営業規則は、岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例第54号）の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とひがしみの農業祭の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の営業申請)

第2条 露店等を営業しようとする者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために、実行委員会が規定する事項について、出店申込関係書類（別紙様式第1号、第1号の1、第2号及び表明確約に関する同意）により、実行委員会に提出し、出店許可証（別紙様式第3号）の発行を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第4条 実行委員会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- 1 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合
- 2 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合
- 3 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- 4 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(出店許可証の掲示)

第5条 露店等の営業者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(出店許可の解除)

第6条 実行委員会は、次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- 1 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- 5 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- 6 露店等において、反社会的勢力を従業員等として使用した場合
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- 9 実行委員会等大会関係者の指示に従わない場合

(露店等の使用人の届出)

第7条 露店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届出なければならない。

(責任者及び使用人一覧表の備付け及び提示)

第8条 露店等の営業者は、責任者又は使用人等を露店等の営業に従事させるときは、店舗ごとに責任者及び使用者一覧表（別紙様式第1号の1）の写しを備付けなければならない。

- 2 露店等の営業者若しくは店舗ごとの責任者又は使用人は、実行委員会等から、責任者及び使用者一覧表（別紙様式第1号の1）の写しの提示を求められたときは、これに従わなければならない。

第22回 ひがしみの農業祭農畜産物・食品等即売会参加者募集

1. 開催日時

令和8年11月8日（日） 午前9時00分 ～ 午後2時00分

2. 開催場所

東美濃ふれあいセンター

3. 出店者

出店できるものは、原則的には東美濃管内に居住する農業者、農業者団体、農業祭に協賛する組織に係る者とする。但し、ひがしみの農業祭実行委員会長が認めれば、他地区の個人・団体も出店できるものとします。

4. 出店申込

出店を予定する方は、JA各支店・アグリセンターを通じて農業祭実行委員会へ出店申込関係書類（別紙様式第1号、第1号の1、第2号及び表明確約に関する同意）に必要事項を記入し提出ください。（申込書類は、JA各支店・アグリセンターにあります。）

5. 出店者の審査決定

申し込みのあった方について、農業祭実行委員会で審査し決定いたします。

6. 出店物の種類

（農畜産物即売）

① 農産物の種類及び出品規格

規格は出店者（個人・団体）の独自のものとし、出店物について種類・内容数量を申込書に記入し、農業祭実行委員会へ提出ください。

（飲食物即売）

② 飲食物の種類

飲食物の販売に関しては、個々での保健所への届出が必要になります。販売したいものについて種類・内容を申込書に記入し、農業祭実行委員会へ提出ください。

7. 搬入及び片付け

搬入・片付けについては、出店を認められた個人・団体が行うものとする。但し、搬入については前日午後12時から午後5時又は当日午前8時までに行なってください。また、片付けは当日午後2時以降に行うものとします。尚、コンパネや机、発電機、ガス等は必要な出店者が各自で準備するものとします。

8. 販売

① 販売については、出店する個人並びに団体で行うものとする。

② 販売単価の設定は、個人・団体が責任を持って設定ください。

③ 販売代金については、出店者の収入になるものとしますが、最終の売上金の報告を農業祭実行委員会へしてください。

- ④ 販売に関する品質等の苦情については、出店者が全責任を負うものとします。
- ⑤ ガス等火を扱う場合は、必ず消火器を各自持参して売場に備えてください。
- ⑥ 消費税については、農業祭会場は飲食スペースを設置するため、飲食を伴うものは基本10%とし、持ち帰り申告があった場合は、各自8%対応とする。
- ⑦ 会場で両替は出来ない為、釣り銭等は出店者各自で用意するものとする。

9. 協賛金

- ① 農業者の場合は、売場の一区画（テントの1／2、横幅約2.4m）当り2,000円とします。
- ② 農業者以外及び他地区の個人・団体の場合は、売場の一区画（テントの1／2、横幅約2.4m）当り4,000円とします。
- ③ キッチンカーの場合は、3,000円とする。

※協賛金の振込手数料につきましては、恐れ入りますが、協賛者にてご負担をお願いいたします。

10. 申し込み期日

令和8年10月2日（金）

(別紙様式第 1 号)

(申請日)

令和 年 月 日

ひがしみの農業祭実行委員会 様

地割番号

第 2 2 回ひがしみの農業祭
農畜産物・食品等即売会出店申込書

令和 8 年 1 1 月 8 日 (日) に開催される第 2 2 回ひがしみの農業祭開催に伴い、露店の出店を申し込みます。

(申請者)

※太枠内のみご記入ください。

住所 〒 ー 都道府県 区市郡	電話番号	自宅	
		携帯	
フリガナ 男 氏名 印 女	生年月日	大正 年 月 日 昭和 平成	
出店業種	営業品目	保健所の届出区分	

本人写真

(写真添付欄)

(本人確認書添付欄)

例：免許証、マイナンバーカード、パスポートの写し

※別途、許可証用写真 (6.0cm× 4.5cm) を店舗数分提出してください。

(別紙様式第1号の1)

責任者及び使用人一覧表

地割番号

店舗ごとの責任者

営業品目	氏名	生年月日	住所

※本人確認書類（例：免許証、マイナンバーカード、パスポートの写し）を添付下さい。

※店舗ごとに責任者の許可証用写真（6.0cm×4.5cm）を提出してください。

※許可証用写真の裏面にお名前を記入してください。

店舗ごとの使用人

営業品目	氏名	生年月日	住所

※本人確認書類（例：免許証、マイナンバーカード、パスポートの写し）を添付下さい。

表明・確約に関する同意

住所

事業名称

営業種別

氏名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 (歳)

連絡先電話番号

私は、令和8年11月8日（日）開催の第22回ひがしみの農業祭に出店するに際し、次①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに出店を取り消されても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

① 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 4 暴力団準構成員
- 5 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等に属している者
- 6 その他前各号に準ずる者

② 次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 1 他人に出店許可の名義を貸す
- 2 暴力団・暴力団員にみかじめ料、ショバ代などの名目を問わず金品を渡す
- 3 暴力団・暴力団員及びその支援者などを従業員として使う
- 4 営業中において、粗暴、ひわいな言動などお客に迷惑をかける
- 5 半裸体及び入れ墨をのぞかせるなど粗野な服装や態度をとる
- 6 実行委員会等大会関係者の指示に従わない
- 7 その他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

氏名

印

ひがしみの農業祭実行委員会会長 様

(別紙様式第2号)

第22回ひがしみの農業祭農畜産物・食品等即売会出店詳細

令和 年 月 日

1 出店者住所・氏名・連絡

住所： (支店)

氏名・名称及び代表者：

連絡：電話番号 — F A X — 携帯

希望スペース： 売場 () 区画 (1区画=テント1/2、2.4m)

下記について出店いたします。

(農畜産物即売会)

品 目	数 量

(飲食物即売会)

取 扱 食 品 名	調 理 加 工 方 法	原材料仕入先		
		氏名・名称	営業所在地	T E L
ガスの使用(出店者各自で準備)		有 ・ 無		

調理従事者名

2 電源の使用について(出店者各自で発電機を準備下さい)

使用について	必要ワット数
する ・ しない	ワット

- 3 注意事項① 会場は、東美濃ふれあいセンター内のスペースとなります。
- ② 会場配置(場所割り)は、農業祭実行委員会に一任とさせていただきます。
- ③ 緊急連絡のため、携帯電話番号がありましたらお知らせください。
- ④ コンパネ・机・電気・ガス等は、出店者各自でご準備ください。
- ⑤ 会場での両替は出来ませんので、釣り銭等は出店者各自でご準備下さい。
- 4 私は第22回ひがしみの農業祭農畜産物・食品等即売会開催要領を確認し、これに関する異議申し立てを行いません。

確認者名

印

(別紙様式第 3 号)

出店許可証

令和 8 年 1 1 月 8 日 (日) 開催の第 2 2 回ひがしみの農業祭での出店
(露店) を許可する。

地割番号

出店業種		写 真
申 請 者 ふりがな 氏 名		
店舗責任者 ふりがな 氏 名		

令和 年 月 日

ひがしみの農業祭実行委員会会長